

回覧

B 地区藤沢自治会臨時総会書面表決結果通知

自治会会員各位

2023 年12 月25 日

会長 山本享

日頃から、本会の活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、臨時総会書面での議決とし、本年 12 月 20 日必着で表決書をご提出いただきました。以下の役員で表決書を確認し、次の通り議決いたしましたので、ご報告いたします。

B 地区藤沢自治会 臨時総会 議決結果

<議決日>(表決を確認した日) 2023 年(令和 5 年)12 月 25 日

<表決確認役員>

会長：山本 副会長：梅田

役員：川村 府録 小島 高橋 富岡

<議案に係る表決の数> 会員数 164 回収数 153 回収率 93.3%

総会成立定足数 2 / 3 以上を満たしていることを確認

		賛成	反対	棄権
第 1 号議案	名称の変更	141	7	5
第 2 号議案	役員組織の変更	145	2	6
第 3 号議案	敬老記念品贈呈に関する取り扱い要領	149	0	4

※ 棄権は、賛否未記入、表決者不明によるものです。

<結果>

すべての議案について、過半数の賛成をもって可決されました。

<以下、頂いたご意見>

記念品に関しては、現行の900円で良いのでは。

藤沢市からのお祝いがあるので、自治会からは不要。

規約上の構成については整理が必要だと思います。

名称は、湘南ライフタウンと切り離すと意味不明

新規の名前が望ましいが、支障がなさそうなので変更しなくてもよいのでは。

役員、街区委員免除の制度化を検討してほしい。

藤沢市と協議会から出るから、80歳だけでよい。

役員の件、基本的に賛成ですが、広報は一人では仕事が大変だと思います。

各街区が役員を担当する頻度 を公平にするルールの設定。

湘南ライフタウンの名前がなくなるのは何となく残念です。

臨時総会表決規約

名称の変更

＜自治会規約＞

第1章 総 則（名称及び事務所）

第1条 本会は、B地区藤沢自治会と称し、事務所を当該区域内に置く。

役員組織の変更

＜自治会規約＞

(1) 総務部

総会、役員会等の開催、役員との連絡及び、集会所 運営業務、その他 他の部に属さない事項に関すること。

(2) 環境部

ゴミ処理、公園・緑道等の掃除及び植栽の維持管理、環境・衛生 に関すること。

(3) 防犯安全部

防犯灯の維持管理、防犯パトロールの推進等防犯意識の向上、防犯防火等に関すること及び交通事故防止等に関すること。

(4) 防災部 防災計画、防災訓練など防災に関すること。

(5) 広報部

自治会だよりの発行、各種回覧物の配布などの広報業務に関すること。

(6) 体育青少年部

青少年向け行事の実施等、体育活動および青少年活動に関すること。

(7) 福祉部

福祉行事の実施、福祉活動の支援及び共同募金など福祉活動に関すること。

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名ないし2名

(3) 会計 1名

(4) 部長 各部1名

(5) 部担当 必要に応じ各部若干名

(6) 会計監査 1名

2. 会長は、会を代表し会務を総括する。

3. 副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代行する。副会長は各部を補佐する。

4. 会計は、出納事務を担当し、総会において会計結果を報告する。

5. 会長、副会長及び会計は、それぞれ建築協定委員会の委員長、副委員長、会計を兼務できるものとする。

6. 会計監査は、3ヶ月毎に会計を監査し、総会及び役員会において監査結果を報告する。

7. 部長は、部を総括し、部会の業務を遂行する。

8. 街区選出の役員・街区員は、分担する街区会員の意向を把握し、本会の組織と事業に反映させると共に、本会の決定連絡事項を分担する街区全員に伝達し、徹底する。

9. 各役職は兼務可能とするが、会長、副会長、会計、及び会計監査の間は兼務不可とする。

＜役員選出調整委員会運営要綱＞

〔届出の受付〕

8. 全自治会員で役員を希望される方は、所定の様式「希望役職への届出」用紙に希望を記載し、委員会に提出する。

〔街区毎の届出〕

9. 適切な方法（例：互選・輪番制等）により、17の街区から各1名ずつ、街区の世帯係として街区員を選出していただく。
街区員は、役員として参加できる場合に、希望役職を届け出るものとする。
ここで17街区とは、別紙の地図で区分された街区をさす。

〔調整会議〕

10. (1) 希望者が各定員に対し過不足がある場合は、調整会議を開催する。
(2) 委員会は、希望役職への割り振りに関して調整を行なう。
(3) 希望者が定員以内の役職については、仮決定とする。
(4) 定員に過不足のある役職については、適切な方法（例：話し合い、抽選等）で調整を行ない、役職への割り振りを行なう。
(5) 役職に関しては兼務可能とするが、会長、副会長、会計、及び会計監査の間においては兼務不可とする。

敬老記念品贈呈に関する取り扱い要領

1. 適用範囲（対象者）

本会規約第1章第3条に定める会員（区域内に居住する）及び、その同居親族で敬老の日（9月第3月曜日）現在、下記年齢（満年齢）の高齢者に対し適用する。

80歳（傘寿）、90歳（卒寿）

4. 記念品の選定

- （1）記念品は一人当たり1500円相当の品物を選定する。

* 自治会規約、役員選出運営要綱、敬老記念品贈呈に関する取扱要領の
施行は、2024年1月1日より